

首里城公園における時間制入場管理システム導入業務に係る募集要綱

1. 業務概要

- (1) 業務名 : 首里城公園における時間制入場管理システム導入業務
- (2) 履行場所 : 那覇市首里
- (3) 業務目的 : 首里杜地区は、琉球王国時代に首里城を中心に形成された歴史あるまちである。首里城は沖縄県内でも指折りの観光地であり、多くの観光客が首里城を目的に当地を訪れている。一方で、観光客の増加が地域の暮らしを圧迫するオーバーツーリズムにつながるとの懸念が生じている。また令和8年度の首里城正殿復元後の安全管理も配慮して適切な入場管理が必要となる。
本業務では、現在首里城公園で未対応の時間制を導入することで、オーバーツーリズムの未然防止及び安全管理を目的とした業務である。
- (4) 業務内容 : 本業務では、「首里城公園における時間制入場管理システム導入業務 仕様書 (案)」に基づいて、入場管理システムの導入を行う。
- (5) 履行期間 : 契約締結日の翌日から令和8年2月13日(金)まで
- (6) 契約限度額 : ￥78,142,900 - (税込)
- (7) 本業務は、受託者を特定する場合において、一定の条件をみたす者を公募により選定し、当該業務に係る実施方針、実施体制、企画提案等に関する提案書(以下「企画書」という。)の提出を求め、企画書の内容が業務の履行に最も適した者を受託者とするプロポーザル方式の業務である。

2. 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
(注)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項
普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- (2) 会社更生法(昭和14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体ではないこと。
- (4) 役員等(法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。)が、暴力団等の利益となる活動を行う団体ではないこと。
- (5) 日本国内で年間200万人規模の集客施設向けに入場管理システムの導入実績があり現在も運用されていること。
- (6) 本業務に従事する正・副計2名以上の担当者を割り当てること。従事する正の担当者は、日本国内で年間200万人規模の集客施設向けに入場管理システムの導入実績があること。
- (7) 当該業務の見積額が契約限度額以内であること。
- (8) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。単独で応募する場合は沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。共同企業体で応募する場合は、共同企業体の代表又は構成員が沖縄県内に

本店又は支店を有する法人であること。

共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする

- ① 共同企業体を代表する事業者が応募を行う。
- ② 共同企業体を構成する全ての構成員が（１）～（４）の要件を満たす者であること。
- ③ 共同企業体を構成するどちらかの事業者が（５）の要件を満たす者であること。
- ④ 共同企業体を構成する事業者全体で（６）の要件を満たす者であること。

3. 応募方法等

(1) 参加申込

- ア 申込期限：令和7年9月12日（金）から令和7年9月29日（月）午後3時まで
- イ 提出書類：参加申込書【様式1】、会社概要【様式2】、誓約書【様式3】
- ウ 提出方法：持参、郵送（到着確認が可能な手段で、申込期限必着）、メール（受信確認をしてください。）

(2) 企画書

- ア 提出期限：令和7年9月12日（金）から令和7年9月29日（月）午後3時まで
- イ 提出書類：企画提案応募申請書【様式4】
企画書 業務実施方針・業務実施体制・業務スケジュール【様式4-1】
類似業務受託実績・担当者の略歴書【様式4-2】
提案内容【様式4-3】【様式4-4】
- ウ 提出方法：持参、郵送（到着確認が可能な手段で、提出期限必着）。
- エ 提出部数：企画書10部

(3) 質問事項について

質問事項がある場合は、質問票【様式5】をメールで提出すること（受信確認必要）。質問への回答は沖縄県ホームページに掲載します。

質問受付期間：令和7年9月12日（金）から令和7年9月19日（金）午後3時まで

質問の回答：令和7年9月24日（水）

4. 企画書の特定に関する事項

(1) 企画書の内容

企画書は「業務実施方針」「業務実施体制」「類似業務受託実績」「担当者の略歴書」「提案内容」「業務スケジュール」の項目で作成するものとし、A4版4頁以内（表紙含まず、各1ページ以内）とする。

(2) 受託者選定方法

企画提案者は当該業務受託に係る選定委員会にて企画書により説明15分程度及び質疑応答を10分程度行うものとする。

5. 提出書類

(1) 企画提案応募申請書【様式4】

(2) 企画書（A4版4頁以内（表紙含まず、各1ページ以内））

企画書の記載に当たっては、提案内容の理解を容易にするためにイラスト、イメージ図等を使用し、次の各項目の記述を必須とする。

- ア 業務実施方針【様式4-1】

イ 業務実施体制【様式4-1】

ウ 業務スケジュール【様式4-1】

エ 類似業務受託実績【様式4-2】

- 応募事業者が、日本国内で年間200万人規模の集客施設向けに入場管理システムの導入実績があり現在も運用されていること

エ 正・副担当者の略歴書【様式4-2】

- 日本国内で年間200万人規模の集客施設向けに入場管理システムの導入した実績と役割

オ 提案内容

① システム導入に係る企画提案【様式4-3】

- システム選定理由
- イニシャルコストに関する工夫

② 保守・運用に係る企画提案【様式4-4】

- ランニングコストに関する工夫
- システム障害発生時の対応

(3) 見積書

提案にあたっては、総額 ¥78,142,900 - (税込) の範囲内で見積もること。ただしこの金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

積算の費目は次の内容で作成すること。

- ① 直接人件費
- ② 直接経費
- ③ 再委託費(契約書案第9条に基づく)
- ④ 一般管理費((直接人件費+直接経費《-再委託費》)×10%以内)
- ⑤ 消費税
- ⑥ その他(上述の費目以外の必要な経費を随時追加)

※各種費目の単価、内訳及び金額の根拠を記載すること。

6. 企画提案選定委員会

- (1) 予 定 日：令和7年10月2日(木) (予定)
- (2) 実施方法：応募者によるプレゼンテーション(会議室での実施、WEBでの参加も可能)
- (3) 審査結果の通知：令和7年10月8日(水) (予定) 応募者あて最上位者名を通知
- (4) 委託契約の締結時期：令和7年10月2週目(予定)

7. 選定及び審査基準

(1) 選定方法

委託候補者の選定は次のとおり行うものとする。

① 第一次審査(適合審査)

参加申込書及び企画書の提出後、沖縄県土木建築部首里城復興課において、申請者の資格要件の適否審査を行う。資格を満たさない場合又は確認できない場合は、その時点で失格とする。

② 第二次審査(選定委員会による審査)

「沖縄県土木建築部首里城復興課業務委託に係る企画提案選定委員会」(以下「委員会」と

いう。)が、企画書及び応募者によるプレゼンテーションについて審査を行い、各委員が総合得点の高い方を上位として順位付けをした後、各委員の付けた順位をポイントとして置き換え、各委員のポイントを集計し、最もポイントの大きい方を委託候補者として選定する。ただし、順位点数が同点の場合は、委員が1位を最も多く付けた応募業者を、委託候補者とする。さらに、1位を最も多く付けた応募業者が同数の場合は、委員会の協議により決定する。

(2) 審査基準

次の7項目全てを評価する総合評価方式により選考する。

※順位にかかわらず、100点満点中、50点未満の団体は選定しないものとする（出席委員の合計点の平均）。

① 業務実施方針について

配点・・・10点	・本業務の目的、条件、内容について適切に理解しているか。
----------	------------------------------

② 業務実施体制について

配点・・・10点	・業務を推進するための適切な体制となっているか ・実施体制に関する役割分担が明確であるか
----------	---

③ 業務スケジュールについて

配点・・・10点	・業務スケジュールに実効性があるか。
----------	--------------------

④ 類似業務受託実績及び担当者の略歴書について

配点・・・10点	・応募事業者が、日本国内で年間200万人規模の集客施設向けに入場管理システムを導入実績があり現在も運用されている実績が明確であるか。 ・本業務委託に従事する正担当者が、日本国内で年間200万人規模の集客施設向けに入場管理システムを導入した実績と役割が明確であるか。
----------	---

⑤ 提案内容①について：＜システム導入に係る企画提案＞

配点・・・30点	・導入予定の入場管理システムに対して過去実績に関する類似実績（導入箇所、システム構成）を示したうえで、首里城公園に導入する際の確実性及び信頼性が示されていること。 ・イニシャルコストについて、費用削減の工夫がされていること。また今後の拡張性においてコストを抑える工夫がされていること。
----------	---

⑥ 提案内容②について：＜機器に関する保守・運用・サポート業務に係る企画提案＞

配点・・・30点	・ランニングコスト（固定費）（年額）を示していること。 ・ランニングコスト（固定費）の内訳を示していること。（ <u>年額</u> で示すこと） 内約は以下の項目を示すこと（発生しない場合は理由を示すこと） →保守・運用費 →サービス（システム）及びクラウド利用費 →その他ランニングにかかる費用 ・ランニングコスト（変動費）に関する →チケット販売手数料が発生するケースを明確にしていること →チケット販売手数料の考え方（チケット代に対しての割合）を明確にしていること
----------	---

	<p>→チケット販売手数料以外のランニングコスト（変動費）に関するケースやコストの考え方を明確に示していること</p> <p>・保守及び障害発生時の体制、対応を示しているか</p> <p>→保守及び障害発生時のサポート体制、対応受付時間、機器故障時の対応等</p>
--	--

8. その他

- (1) 企画提案に要する経費、委員会に参加する経費などについては、参加者の負担とする。
- (2) 企画書など提出された書類等は返却しない。また、提出された参加申込書及び企画書は、選定以外に企画提案者に無断で使用しない。なお、提出された参加申込書及び企画書は公開しない。
- (3) 選定に関する審査内容及び経過などについては公表しない。
- (4) 1事業者当たり、提案は1件とする。
- (5) 募集要綱に適合しない応募は無効とする。
- (6) 事務取扱については、沖縄県の休日を定める条例(平成3年沖縄県条例第15号)第1条第1項に規定する県の休日を除く、9時から17時までとする。
- (7) 契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び契約書の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項(※2)の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (8) 企画書に記載した担当者等は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の経験、見識を持つ者とし、発注者の了解を得なければならない。
- (9) 現場条件の変更、天災等、受注者の責に帰さない事由により、企画書に影響を及ぼす場合は、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。
- (10) 参加資格の喪失

本公告に示した参加資格のない者の評価又は参加申込書、企画書及びその他提出書類に虚偽の記載をした者の評価は無効とするとともに、失格とする。

なお、企画提案者であっても、提案後、指名停止措置を受け受託者の決定時において指名停止期間中である者の評価も無効とする。
- (11) 契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (12) 契約保証金について（抜粋）

第101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 地方自治法施行令第167条の5及び地方自治法施行令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。

- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (13) 令和7年9月議会補正予算成立前の準備手続きの留意点
- 本手続きは、本事業に係る令和7年9月議会補正予算成立を前提とした準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業である。従って、県議会において本事業に係る令和7年9月議会補正予算案が否決された場合は、契約を締結しない。また、令和7年9月議会補正予算成立後においても、国庫支出金に係る交付申請等の手続きの関係上、企画提案書特定の通知を延期する場合がある。

9. 提出、問い合わせ先

沖縄県土木建築部 首里城復興課 復興推進班 新垣、橘
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
TEL : 098-943-0140
e-mail : aa068501@pref.okinawa.lg.jp